

分権時代の新たな行政システムをめざして

—大阪府行政改革推進計画—

平成11年（1999年）度版

平成11年3月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
I 簡素で効率的な体制づくり	2
1 組織・機構	2
2 定数管理	7
II 行政の透明性と効率性の向上	9
1 情報公開の推進	9
2 行政評価システム	10
3 外部監査制度の導入	11
III 組織の活性化	12
1 人事・給与管理	12
2 能力開発	13
3 職員の勤務意欲の向上	14
IV 行政の情報化と府民サービスの向上	15
1 行政の情報化	15
2 府民負担軽減のための行政手続の簡素化と適正な行政手続	18
3 事務改善	19
V 事務事業の見直し	21
VI 指定出資法人の改革	23
1 経営健全化への取り組み	23
2 統廃合の推進	24
3 法人のあり方の検討	24
4 法人運営の改善	25
5 役職員の見直し	26
VII 分権時代にふさわしい府と市町村との関係	49

は じ め に

21世紀を目前に控えた今日、少子・高齢化の一層の進展やバブル経済崩壊後の長引く景気低迷など、本府を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、時代の要請に応える府政を実現するためには、行財政全般にわたり府自らが徹底した自己改革を進めていくことが不可欠である。

このため、平成8年1月に「分権時代の新たな行政システムをめざして—大阪府行政改革大綱」を策定するとともに、その後、2度にわたって「大阪府行政改革推進計画」を策定し、行政改革の推進に取り組んできたところである。

また、本府財政の危機的な状況が一層深刻さを増していることから、昨年9月には、財政再建プログラム案を策定したところであり、今後は、府政再生に向け、行政改革への取り組みをさらに発展・強化し、地方分権の進展や民間の自主的な活動の広がりも踏まえた分権時代にふさわしい新たな行政システムを確立していかなければならない。

このため、現計画で提起した新たな課題の具体化を図り、平成11年度以降に取り組むべき課題を明らかにするため、この行政改革推進計画（平成11年度版）を策定したものである。

本計画は庁内のワーキンググループの検討をもとに、府議会や「分権時代の行政システムを考える懇話会」での議論も踏まえ、行政改革推進本部において取りまとめたものである。今後、本計画に基づき、府民をはじめ関係方面の理解と協力を得ながら全力を挙げて行政改革を進めていく。なお、職員の勤務条件に係る事項については、関係団体と必要な協議を行う。

本府が行政改革を着実に進めていくためには、地方行財政制度上の制約を取り除くとともに、大都市圏特有の行政需要に対応しうる地方税財源の充実強化が不可欠である。国においては、昨年、地方分権推進計画が策定され、今通常国会に同計画に基づく法律改正案が提出されるが、今後とも真に実効ある地方分権の推進に向けて、他府県や市町村とも連携して積極的な取り組みを進めていく。

1 簡素で効率的な体制づくり

今後の施策課題を最も効率的・効果的に果たしうる組織・機構の整備を進めるとともに、人件費抑制の観点を踏まえた適正な定数管理に努めるなど、簡素で効率的な行政運営体制の確立に向けた取り組みを進める。

1 組織・機構

組織・機構については、平成10年度当初に部局再編を含めた組織改革に着手したところであるが、今後とも引き続き部局再編の残された課題や個別課題の具体化を図り、より一層簡素で効率的な行政運営を図れるよう、組織・機構の整備に努めていく。

(1) 平成11年度の組織・機構の改正

[行政改革推進体制の整備]

行政評価システムの導入、外部監査の実施等の新たな課題に取り組むとともに、より効果的な出資法人の指導を行う観点から、総務部に行政改革室を設置する。

[介護保険推進体制の整備]

介護保険法が平成12年度から施行されるのに伴い、福祉部福祉政策課介護保険準備室と高齢者保健福祉室を再編し、高齢介護室を設置する。

[ねんりんピック推進体制の整備]

平成12年の「第13回全国健康福祉祭大阪大会（ねんりんピック2000大阪）」の開催に向け、福祉部にねんりんピック室を設置する。

[農林技術センター能勢種畜場の見直し]

農林技術センター能勢種畜場については、その機能を見直し、府民の新たなニーズに対応できるよう、試験研究機関としては組織を廃止し、新たに公の施設である「大阪府民牧場」として設置する。

[地域農業改良普及センターの総合事務所への組織一元化]

地域農業改良普及センターについて、地方分権推進計画の必置規制見直しを踏まえ、農と緑の総合事務所に組織を一元化する。

[出納室の再編]

出納室について、2課体制（審査課・決算課）を見直し、効率的な会計事務執行体制を整備する。

(企業局と水道部の組織のあり方)

公営企業組織である企業局と水道部について、それぞれの部局における簡素で効

率的な組織の整備を進める。

[企業局組織の再編整備]

企業局組織については、その簡素・効率化を図る観点から、平成10年度当初に本庁組織の再編整備を実施したところであるが、平成11年度には、りんくうタウン及び阪南スカイタウンの工事量の推移等を踏まえ、より機動的な業務執行を図るため、臨海整備事務所と阪南整備事務所を統合し、阪南・臨海整備事務所を設置する。

[水道部組織の再編整備]

高度浄水施設整備事業が概成し、今後の本格的な維持管理時代にふさわしい効率的な事業運営を図るため、本庁については、経営部門と計画部門の一元化による企業経営機能の強化、事業調整業務の一元化、出先機関への権限委譲を図り、現在の4課体制（総務課・経営監理課・浄水課・工務課）を2室体制（経営企画室・事業管理室）に再編するとともに、出先機関については、類似業務の一元化と各部門における自律的な業務執行を図るため、大庭浄水場及び三島浄水場を庭窪浄水場に統合するとともに、送水管理センターの独立化を行う。また、建設事務所及び村野高度浄水施設建設事務所は廃止する。

[府立久美浜臨海学校及び府立千早山の家の見直し]

社会経済環境の変化を踏まえ、府立久美浜臨海学校及び府立千早山の家を平成11年度末に廃止する。なお、その後の施設の活用方策については今後検討する。

[監査委員事務局、人事委員会事務局及び地方労働委員会事務局の再編]

上記行政委員会の事務局について、2課体制（監査第一課・監査第二課、任用審査課・給与厚生課、調整課・審査課）を見直し、効率的な事務局体制を整備する。

[府立大学の事務執行体制の整備]

府立大学において、学内LAN並びにこれに必要なコンピュータによる情報ネットワークシステムの整備に併せて、会計事務のシステム化をはじめ、図書情報の全学的な利用システムの整備、学生情報の一元化や学生サービス業務の自動化等を推進することにより、さらに簡素、効率的な事務執行体制を整備する。

(2) 平成12年度以降の組織・機構の改正

[福祉部と保健衛生部の統合]

少子・高齢化の一層の進展や障害の重度・重複化、疾病構造の変化等により福祉・保健・医療にまたがる複合的ニーズが増加している中、予防から治療・リハビリテーションまで一貫したシステムの構築や地域ケアの充実などに向けた着実な取り組みが求められている。

こうした課題に的確に応えていくためには、市町村や民間との適切な役割分担と連携の下、福祉・保健・医療分野の総合的な施策展開を図る体制を早期に整備する必要がある。

このため、福祉部と保健衛生部の統合を介護保険制度及び保健所再編の実施時期も踏まえ、平成12年4月を目途に実施する。

併せて、病院事業については、企業体としての自律性を発揮しうる組織運営体制を整備する。

[商工部と労働部の統合]

新たな産業の育成、振興とあわせて、技術革新に対応しうるマンパワーの育成、労働環境の大きな変化の下での雇用の確保など、産業構造の変化によって生じている諸課題に対応し、総合的で効果的な施策の展開を図るため、商工部と労働部を統合する。

ただし、労働行政の分野においては、今後、国と府県との役割分担が見直されることから、統合にあたってはその帰趨を見極める必要がある。

また、他部との施策の関連性について検討するなど、統合に向けて準備を進める。

[税務執行体制の再編整備]

税収確保を図るとともに、より効果的・効率的な税務行政を推進するため、平成11年度末の特別地方消費税の廃止に合わせ、賦課徴収体制の整備や事務所規模の均衡を図るなどの観点から、現行21の府税事務所を12の府税事務所に再編するとともに、本庁組織の再編を実施する。 (平成12年度)

また、自動車税事務所における事務処理方法の見直しや組織体制のあり方について検討する。

[地域担当副理事室のあり方]

組織の簡素・効率化を図る観点から、現行の業務執行体制を見直し、廃止も含めて、地域担当副理事室のあり方を検討する。

[府立百舌鳥学園の市移管の推進]

府立知的障害児通園施設の百舌鳥学園について、市町村との役割分担を踏まえ、市への移管を推進する。

[府立養護施設の再編整備]

児童数の減少や児童問題の複雑多様化等、児童を取り巻く状況を踏まえ、民間施設との機能分担を明確化するとともに、新たなニーズに対応するため、府立児童養護施設のいずみ学園、菊水学園を再編し、「子どもライフサポートセンター(仮称)」として整備する。

このため、菊水学園は平成10年度末に、いずみ学園は新施設の状況を踏まえ、それぞれ廃止する。

[保健所の再編]

現行22保健所7支所を15保健所14支所に再編し、府民健康プラザとして市町村との適切な役割分担と連携の下に府域全体の保健サービスの向上を図る。(平成12年度)併せて、支所のあり方及び政令市化について検討する。

[府立高等職業技術専門校の再編]

専門学校等との役割分担の明確化や訓練科目の重点化を図りつつ、高等職業技術専門校の統廃合を行う。

[土木部出先機関のあり方]

府民生活の安全・安心を確保する質の高い都市の形成と今後の良好な維持管理への対応を踏まえ、土木部出先機関の効率的な組織のあり方を検討する。

[教育振興センターのあり方]

中央教育審議会の答申等を踏まえ、市町村との役割分担を明確にした上で、組織のあり方を検討する。

(3) 組織運営方法の改革

① 権限配分等のあり方

各部局において迅速な意思決定や円滑な業務運営を行うため、平成13年度から予定されている共通事務システムの導入にあわせ、支出命令権限などの各部総務課長の権限を各課長等に委譲を進めるとともに、総務部門と事業部門、本庁と出先機関及び各職階の間における権限配分のあり方や課制・職制のあり方について検討する。

② 自律的な目標管理システム

行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、一定の事業実施部門において、それぞれの組織が自律的に目標管理を行う組織運営方法の導入を図る。このシステムはそれぞれの組織が自ら行政運営の効率化や行政サービスの向上に関する目標を設定し、その達成に向け自律的に取り組みを行うことを目的とするものであり、以下のような基本的な要素を有する。

- 目標の設定 組織の設置目的に照らして、サービス供給やコスト管理について、定量的に目標を設定するとともに、その達成状況について評価を行う。

○自律性の付与 組織の長に、基本的な枠組みの下で、業務運営に関する裁量権を付与する。

○透明性の確保 こうした目標管理については、府民に対し公表し、業務運営の透明性を確保する。

平成11年度は、下記の事業実施部門において、これらの要素を持った組織運営方法を導入し、順次、制度の充実を図る。また、新たな対象部門の選定について引き続き検討を行う。

[導入対象組織]

○ 府営印刷所

- ・年度毎の収益目標や運営改善の取り組みを示す「中期経営計画」（平成11～13年度）の策定
- ・業務運営に係る一定の裁量権の付与について検討
- ・「中期経営計画」及び達成状況の公表

○ 病院事業部門

- ・新たな「府立5病院経営改善計画」を策定し、平成11～20年度における単年度資金収支改善目標の設定
- ・提供するサービスに関する具体的目標の設定
- ・目標の達成状況の把握
- ・組織・人員等業務運営に係る一定の裁量権の付与

(4) 附属機関

附属機関については、行政の民主化や専門知識の導入、各種行政の総合調整に一定の役割を果たしてきたが、時代の要請に即応した設置・運営の見直しに絶えず意を用いる必要がある。

このため、今後とも既存の附属機関の整理に努めるとともに、運営の効率化と実質的審議の確保のため、平成9年3月に定めた附属機関の設置及び委員選任の基準に基づき、また、同年12月の国の行政改革会議最終報告「審議会等の整理・運営等に関する指針」に示された委員数等の基準にも十分留意しつつ、一層の改善を図る。

① 廃止するもの

(平成10年度中)

- ・大阪府税審議会

② 平成12年度の保健所再編と併せて見直しを行うもの

- ・大阪府保健所運営協議会
- ・大阪府結核診査協議会

③ 委員数を削減するもの

(平成10年度中)

- ・大阪府薬事審議会
- ・大阪府環境審議会
- ・大阪府スポーツ振興審議会

(平成11年度中)

- ・大阪府総合計画審議会

2 定数管理

(1) 一般行政部門

職員定数については、これまで、既存部門の見直しに積極的に取り組むとともに新規の行政需要への対応については厳しく精査し、人員の再配置を行うこと等により、適正な定数管理に努めてきた。

今後さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等の取組による徹底した人員見直しをすすめるとともに、計画的な採用を行うことにより一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

平成11～13年度（3カ年）	700人
平成14～20年度（7カ年）	1,500人
合 計	2,200人

平成10年度における定数管理の取り組み成果等を踏まえ、平成11年度当初において知事部局職員定数条例等の改正を行う。

(2) 教育部門

教職員定数については、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、国のいわゆる標準法に基づく配置に加え、本府において独自に配置した教員（以下「府単独加配教員」という。）のより効果的な配置を行うことにより、一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

平成11～13年度（3カ年）	2,900人	
（うち府単独加配教員	1,100人）	
平成14～20年度（7カ年）	1,900人	
（うち府単独加配教員	300人）	
合 計	4,800人	
	（うち府単独加配教員	1,400人）

(3) 警察部門

年々、増加する警察事象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極め、適正な定数管理に努める。

なお、上記の定数管理については、財政再建プログラム案における緊急対策期間終了時において、国の動向等をも踏まえながら、より効果的な人員配置がなされるよう再点検を行う。

II 行政の透明性と効率性の向上

行政全般の透明性を向上させ、府政への信頼を深めるため、更なる情報公開の推進を図る。また、行政の質と効率性の向上、透明性の向上、組織の活性化を目的とする行政評価システムの導入に向け取り組みを進める。

1 情報公開の推進

大阪府情報公開推進会議等幅広い府民の意見を聴きながら、現行の大阪府公文書公開条例の改正など公文書公開制度の改善を図るとともに、「説明する責務」を全うする観点から、情報提供や会議の公開を推進するなど、総合的な情報公開の推進に努める。

(1) 大阪府公文書公開条例の改正等

府が保有する情報の公開を推進し、府政の透明性の一層の向上を図るため、大阪府情報公開推進会議からの提言を尊重して新情報公開制度大綱（仮称）を策定し、現行の大阪府公文書公開条例の見直し・改正を図るとともに、情報公開制度の改善の実施に向けた検討・準備を進める。

(2) 総合的な情報公開の推進

（情報提供）

行政資料の有償頒布を実施するとともに、各種申請書類のインターネットでの提供を行うなど、情報提供の更なる拡大と内容の充実を図る。

（公表）

府の保有する情報を、求めによることなく広く一般に公開する「公表」について、「説明する責務」を全うする観点から、その充実を図る。

特に、公開請求等により公開した情報のうち、府政運営の公平性の確保や効率化に資すると認められるものの公表について、その制度化を検討する。

（会議の公開）

非公開会議の見直しや審議会資料の公表など更なる公開の推進に努めるとともに、制度の積極的な広報等により、その普及の促進を図る。

(3) 情報公開制度を利用するための資料の充実

より利用しやすい情報公開制度とするため、公文書を検索するための資料とし

て、長期保存文書目録と文書管理台帳（写）の開架を促進するとともに、ファイル目録のインターネットでの提供について検討する。

また、府がどのような情報を保有しているのかを府民に明らかにするため、共通事務の流れや事務事業の概要に関する資料の作成、開架等について、検討する。

2 行政評価システム

行政評価システムは、施策・事業等の効率や効果をできるだけ数値による指標によって把握し、評価しようとするものであり、少子高齢化の一層の進展や経済構造の変化などの社会潮流の変化に対応した施策の再構築や新たな行政執行体制の確立を図っていく上で重要な手法のひとつであることから、その導入に向けた取り組みを進める。

(1) システム導入の目的

① 行政の質と効率性の向上

社会潮流の変化に対応し、限られた財源・人材を活用して、より質の高い効率的な施策・事業の選択を行うため行政評価を導入、具体的には、予算編成や組織見直しに評価結果を反映させる。

② 行政の透明性の向上

行政活動をできる限り数値化して評価することにより、府民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を果たす。

③ 組織の活性化

システムの導入によって、職員自らの意識改革をすすめる。

(2) システム導入の視点

① 公共性の精査（公的関与のあり方と府政の守備範囲の再点検）

《評価の項目》	《内 容》
公共と民間との役割分担	公共部門が提供すべきサービスであるか？
国・市町村との役割分担	（国や市町村ではなく）府が行う必要があるか？

②利用者主権の尊重（利用者満足度の向上）

《評価の項目》	《内 容》
府 民 の 満 足 度	府民ニーズに的確に対応しているか？

③効率性の追求（費用対効果の精査）

《評価の項目》	《内 容》
活 動 の 指 標	予算が効率的に執行されているか？
成 果 の 指 標	施策・事業の成果が上がっているか？

(3) 平成11年度における取り組み

行政評価システムの内容は広範・多岐にわたっていることから、全般的な制度設定には一定の時間を要するものと思われる。しかし、今日の大阪府の置かれている状況を鑑みれば早期にその導入を図っていく必要があるため、準備の整ったものから順次実施するという基本姿勢に立って、以下のとおり導入を図っていく。

① 事務事業評価システム

大阪府が実施している事務事業を対象に、所管部局における一次評価と全庁的な観点による二次評価を行うシステムの導入を進める。

なお、事務事業評価に関する調書を公表することにより、評価内容及び結果を府民に明らかにすることとする。

② 建設事業の再評価システム

建設事業の再評価については、平成10年度、土木部、建築都市部、環境農林水産部においてモデル的に実施したところであり、平成11年度においては、建設事業再評価委員会の意見具申も踏まえて平成10年度の取組成果を検討し、システムのより一層の充実を図る。

3 外部監査制度の導入

分権時代にふさわしい地方行政体制の整備・確立を図るとともに、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するため、平成11年4月から外部監査制度を導入する。導入にあたっては、条例を新たに制定し、包括外部監査の対象に財政的援助団体等を含めるとともに、個別外部監査制度も導入する。

Ⅲ 組織の活性化

本府を取り巻く社会経済環境の変化に対応するとともに府政の課題に積極的な取り組みを進めていくためには、限りある人材を有効に活用し、最少の費用で最大の効果をあげるよう組織の活性化を図る必要があることから、「人事・給与管理」「能力開発」「職員の勤務意欲の向上」の3つの課題について取り組みを進める。

1 人事・給与管理

(1) 高齢化時代に対応した人事管理

新再任用制度の導入を控え、高齢職員の能力や経験が十分活用できるよう、業務内容や業務運営方法の見直しを行うなど、高齢化時代に対応した人事管理について検討を進める。

また、団塊の世代に属する職員が大量に退職した後の急激な変化にも対応できるよう、若手職員の育成、能力活用の観点を踏まえた中長期的な人事管理のあり方についても検討を進める。

(2) 業務執行体制、職制のあり方

複雑・多様化する行政課題に柔軟に対応するとともに、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、現行の係制の見直しや職制の簡素化など、より機動的な業務執行体制への再編整備について検討を進める。

(3) 給与制度

- ・ 国や他府県の動向等も踏まえ、勤務成績を勤勉手当や昇給等に的確に反映させるなど個人の能力と実績に応じた成績主義をより一層反映した人事・給与制度の具体化に向け、庁内の検討チームにおいて検討を進めるとともに、中・長期的な給与制度のあり方について引き続き検討する。
- ・ 旅費制度については、「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年制定）に準拠した「職員の旅費に関する条例」（昭和40年制定）に基づいて運用しているところであるが、旅費法が制定された当時とは社会経済状況が大きく変化していることなどから、管内旅費を中心に制度の見直しを行い、管内旅行における日当の廃止など、簡素で効率的な制度となるよう、平成11年度当初において旅費条例の改正を行う。

(4) 民間との人事交流

職員の能力開発、資質の向上を図るとともに、経営感覚やコスト意識など民間の柔軟な発想を府政運営に活かしていくため、職員に第一線の企業活動を体験させる「民間実務研修」（平成10年度から実施）の充実に努めるとともに、引き続き、民間とのより効果的な人事交流のあり方について検討を行う。

(5) 選択定年制

人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減を図るとともに、職員のライフプランを支援する観点も踏まえ、50歳以上の職員を対象に特別退職制度を実施してきたが、現在の厳しい財政状況や職員の年齢構成を踏まえ、制度がより効果的に機能するよう、時限的（平成10年度末から3年間）に、現行制度の適用年齢を5歳引下げ45歳以上とするとともに、加算率の引き上げによる退職手当の優遇措置を行ったところであり、その適切な運用に努める。

2. 能力開発

(1) 能力開発を尊重する職場風土づくり

職員が自己の能力開発に積極的に取り組めるよう、グループ学習や通信教育受講等、自主研修の活性化のための条件整備を引き続き進める。

また、職場研修の活性化のため、管理監督者の研修を充実するとともに、部下の指導・育成に関するハンドブックを作成・配付して管理監督者の意識の徹底を図る。

さらに、個々の職員の研修ニーズの的確な把握に努めるとともに、人事システムと連携しながら、職員の能力開発を促進するための職場環境・風土づくりを進める。

(2) 職場外研修の充実

府民の信頼に応え、環境の変化に的確に対応した行政運営の推進に必要な人材、能力を養成するため、各部局と研修所が相互に連携し、適切に分担しながら部局研修や研修所研修において、重点的、実践的な研修の実施に努める。

特に、職員の実務能力の向上のために、業務に直結した、より効果的な研修の実施に努める。

(3) 新たな研修形態の導入

平成10年度から実施した民間実務研修の充実に努めるとともに、より高度・専門的な知識・技術の習得など自己のキャリアアップを目指す職員の自主研修ニーズに応えた新たな研修形態の導入に努める。

(4) 研修体系の見直し

府政をとりまく環境の変化に的確に対応し、職員の能力開発を今後より一層効果的に進めるため、府政の今後の方向や新しい人事管理制度の検討状況を踏まえながら、職員研修推進計画（平成6年度策定、21世紀初頭目標）の改定について検討を進める。

3 職員の勤務意欲の向上

危機的な財政状況をはじめとした本府を取り巻く厳しい社会経済環境の下において、職員の勤務意欲の維持・向上を図ることが急務となっている。

また、今後、ますます複雑多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応していくためにも、職員の公務能率の一層の向上に努めるとともに、職員が意欲をもって職務に専念できるよう行政運営体制を整備していく必要がある。

このため、職員の勤務意欲の向上に向け、組織・職制のあり方や個人の能力や実績がより反映される人事・給与システムのあり方について検討を行うとともに、風通しのよい職場環境づくりに努めていく。

- 職員自らが希望する業務に応募できる「庁内公募」制度の充実に努め、人材を発掘し、その能力を有効に活用することにより、職員のチャレンジ精神と府政への参加意欲の高揚を図る。

- 特許等の発明者への補償金の上限を緩和するなど処遇の改善を行い、試験研究に従事する職員等の発明及び研究に対する意欲の増進を図る。

- 今後、自主研修の促進方策や部局長賞詞の効果的活用等についても具体化に向け検討を進める。

IV 行政の情報化と府民サービスの向上

行政運営の効率化・高度化を図るため、情報通信技術を活用して仕事の進め方を見直し、事務の効率化を推進する。また、行政の情報化や行政手続の簡素化により府民サービスの向上を図るとともに、適正な行政手続の実施により府民に信頼される府政運営の実現を図る。

1 行政の情報化

本府においては、行政の情報化を行政改革を推進する重要な手段としても明確に位置づけ、省力化効果の見極めと適正な行政執行の確保に留意しつつ、意思決定の迅速化や事務処理の簡素・効率化などの事務改善を情報通信技術の活用によって推進し、効率的な行政運営と府民サービスの質的向上を図るため、平成10年3月、大阪府行政情報化推進計画を策定したところである。

この計画を具体化する第一歩として、全庁に共通する事務について、知事部局等を中心に情報通信技術を活用した事務の効率化を推進する。

(1) 共通事務の改善方向

パソコンとネットワークの整備による最新の情報通信技術の活用によって、給与、旅費、公共料金、物品、財務会計等の庶務事務について重複したチェック業務や手作業、手計算業務を省力化するなどの事務改善を推進する。平成11年度から12年度にかけてシステム設計、プログラム作成を行い、平成13年度を目途に新システムの導入を行う予定である。このため、以下の基本方向に基づいて改善を進める。

① 給与事務の改善

本府の給与システムは、順次、改善を行ってきたところであるが、給与支給に必要なデータの入出力については、バッチ処理によるチェックを行っているため、給与支給事務の処理日程が圧迫されていることや、給与関係報告の作成については、依然手作業が残っており、オンライン・システムを導入することによってこうした事務を改善する。

また、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当）の認定事務については、各部総務課と各課・各出先機関で審査内容が重複している面がみられる。このため、オンライン・システムの導入にあわせて、認定権限を各部総務課長から各課・各出先機関の長へ委譲をすすめることとし、情報機器の活用を通じたチェッ

クシステムの整備や相談・指導体制の充実及び認定事務にかかるマニュアル、事例集を作成するなどの条件整備を図る。

② 旅費事務の改善

本府の旅費制度は、昭和25年に制定された「国家公務員等の旅費に関する法律」に準拠した「職員の旅費に関する条例」（昭和40年制定）に基づき運用されているが、現行制度は複雑な面もあり事務処理が煩雑となっている。このため管内旅行における日当の廃止などの制度改正とあわせ、旅費支給の口座振込方式の導入や旅費システムの改善を進めるなど、簡素で効率的な運用を図る。

③ 公共料金事務の改善

公共料金の支払事務は、電気・ガス・水道・電話等の各事業者が指定する納付書を金融機関に持ち込み、支払う方式をとっているため、事務作業が煩雑なものとなっている。新しく提供された公共料金のオンラインによる事前通知サービスを利用することにより、納付書方式から口座振替方式への切り替えを行い、事務の改善を図る。

また、口座振替方式での確認・検収を迅速・効率的に行うため、電子決済によって円滑な支払いを実現する。

④ 物品事務の改善

本府の物品調達事務については、指定用品の調達事務を除いてはシステム化が行われておらず、手書き・手計算を基本とする煩雑な内部手続や発注事務が行われている。このため、一般物品（事務用品）のうち本庁各課に共通して購入している物品に指定用品制度を拡充することによって改善を図る。

また、現庁舎において、指定用品に在庫管理システム（在庫保有方式）を導入するとともに、あわせて管理・処分事務のシステム化を図ることにより、物品使用の効率化を図るなど、トータルの物品事務の改善を図る。

さらに、物品管理者の権限を各部総務課長から各課長に委譲をすすめ、郵券等の一部品目を除き、各部総務課長の物品出納員の権限の一元化をすすめる。

⑤ 財務会計システムの改善

本府の財務会計システムは、全国に先駆けてオンライン・システムを導入したが、旅費等の支出系システムとは十分に連携されておらず、金額や支出科目等煩雑な入力を重複して行わなければならない。こうした事務を解消するため、支出系システムとの連携を図る。

また、新システムの導入にあわせて、各部総務課長の支出命令権限等を各課長へ委譲をすすめ、効率的な運用を図る。

⑥ 情報の共有化の推進

現在印刷物等によって共有されている情報の電子化を進め、さらに本庁各課にサーバ機を配置することによって、情報ツールを活用した共有化の環境整備を進めていく。

また、すでに庁内ホームページで提供されている府議会会議録、庶務事務の手引き、文書事務の手引き等に引き続き、順次、全庁共通データの共有化を進めていく。

⑦ 電子決裁の導入

パソコンのディスプレイに表示された電子伝票による電子決裁については、支出系事務の包括的な導入にむけて中長期的な観点から添付文書のあり方を研究するとともに、平成13年度から物品事務をはじめ給与、旅費、公共料金等の共通事務について導入をすすめる。

⑧ 文書事務の電子化の推進

文書のライフサイクルをふまえた事務の効率化を図るため、情報公開との連携や環境にも配慮しながら情報技術を活用した今後の文書事務のあり方を検討し、ペーパーレス化を推進する。

(2) 府民サービスの向上

電子的な情報サービスの提供や電子申請等によって、府民の手続きの簡素化と窓口業務の省力化を図る。このため、インターネットのホームページを利用した各種申請様式の電子配布及び手続き案内を実施する。

また、府の施策や各種資料などのインターネットによる提供を進めるとともに、知事のパソコン目安箱をはじめ、各種ホームページにおいて府民の意見や要望などの電子メール受付の拡大を進める。

(3) 情報基盤の整備・情報活用能力の向上

行政の情報化を推進するため、共通事務システムが稼動する平成13年度当初には本庁各係1台の端末機を配置することを目標に情報通信基盤の整備を進め、情報の共有できる情報環境を整備する。あわせて、端末機が整備されていない出先機関の解消に努める。

これら端末機の操作や情報活用などの能力は、職員に求められる基本的能力として必要であることから、基盤整備の進捗状況にあわせ基礎的な研修の拡充を図る。また、情報基盤を活用し、業務のシステム化や事務処理の効率化など事務改

善を効果的に進めるためには、各課・各出先機関で中心的役割を果たす人材が必要であることから、情報化を推進するリーダーの養成研修を行う。

さらに、行政情報ネットワークの拡大に対応して情報システムへのアクセスの管理等セキュリティ対策の充実を図るため、必要なルールの整備を図る。

(4) 平成11年度における取り組み

以上をふまえ、11年度においては、次のような取り組みを行う。

- ① 平成13年度に予定している共通事務システムの導入に向けて、システム設計に着手する。
- ② 本庁各課にサーバ機を設置するとともに、端末機が設置されていない出先機関の解消に努める。
- ③ 庁内の情報システムの安全保護を図り、災害・不正アクセス等による被害を未然に防止するため、「大阪府電子計算機及び情報システム安全保護措置基準」を制定する。さらに、更新時期を迎えたワープロについてはできるかぎりパソコンに切り替えるとともに、パソコンについては、ネットワークに接続するように努める。
- ④ 情報技術を活用した今後の文書事務の電子化のあり方をとりまとめる。
- ⑤ インターネットのホームページを利用した各種申請様式の電子配布及び手続き案内を実施する。また、府議会の会議録をインターネットで府民に提供する。さらに、情報化による府民サービスの向上について、今後検討を進める。

2 府民負担軽減のための行政手続の簡素化と適正な行政手続

行政の公正さの確保と透明性の向上を図り、府民に信頼される府政運営を実現するために、引き続き規制緩和、府民負担の軽減のための行政手続の簡素化及び適正な行政手続の実施に努める。 (別表1参照)

(1) 規制緩和

常に許認可等や行政指導のあり方について見直しを実施するとともに、規制緩和及び府民の負担軽減の観点から事務の見直しを行うことにより、公正かつ効率的な行政目的の実現に努める。

(2) 申請書類等の簡素化

押印の見直しを行う申請書等の範囲の拡大など申請書類等の簡素化に引き続き

努める。

(電子データによる手続の推進)

営業者に名簿、帳簿、台帳等の保存が義務づけられている場合、コンピュータ等により電子的にデータを処理しているときは、その電子データに法令上必要な情報が含まれている等一定の要件が満たされていれば、それで足りるものとする。

また、国等の動向を踏まえ、フロッピーディスクなど電子データによる申請、届出等を認めることを業務の内容に応じて推進することとし、今後、セキュリティ対策、本人確認の方法などシステム面、法制度面の課題について検討する。

(国の機関委任事務等に係る申請書等の押印の見直し)

国の「押印見直しガイドライン」の申し合わせに基づき、機関委任事務等に係る申請書類等の押印の見直しを引き続き推進する。

(3) 適正な行政手続の実施

行政手続法又は大阪府行政手続条例に基づく審査基準及び標準処理期間並びに処分基準について、未設定のものの設定に努めるとともに、効率的処理を図り、処理期間の適正化を進める。

また、大阪府行政手続条例に基づき、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導について、明確性、公平性を確保する諸方策について引き続き検討する。

3 事務改善

簡素で効率的な行政運営を確保し、府民サービスの向上、職員のコスト意識の醸成、さらには時間外勤務の縮減を図るという観点から、行政事務の改善については、継続的かつ幅広く推進していく必要がある。

特に、行政の情報化をこれからの事務改善の中心に据えて、合理的、効率的な行政運営システムの実現を図るため、新たな共通事務システムの導入にむけてその具体化に努めていく。さらに、各部の個別業務においても行政の情報化による事務改善の方向性の検討に着手する。

また、「なんでやねん運動」の庁内電子掲示板によって、広く事務改善についての意見を求め、その改善方法について全庁的な検討会議で検討を進める。

(別表1)

行政手続の簡素化等の実施項目

項 目	実 施 項 目
許可等の基準、要件等の緩和を行うもの	○ 法令等により府民に保存を義務づけている台帳等の電磁的方法等による保存を認める。 ・ 大阪府公益法人の監督に関する規則第17条の収入及び支出に関する帳簿ほか2帳簿(10年度) ・ 大阪府公益信託の引受けの許可、監督に関する規則第16条の収入及び支出に関する帳簿ほか6帳簿(10年度) ・ 大阪府中央卸売市場業務規程施行規則に基づく売買仕切書(11年度以降) ・ 大阪府テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第14条の従業者名簿(10年度)
府民からの提出書類の押印を見直すもの	・ 貸金業者登録簿閲覧申請書(11年度以降) ・ 流通業務地区内の施設建設等の許可申請書(11年度)
電子データによる申請・報告を可とするもの	○ フロッピーディスクによることを可能とする。 ・ 特殊車両通行許可申請(11年度以降)
標準処理期間の短縮を図るもの	・ 一般旅券査証欄増補申請に係る標準処理期間を短縮する。
目的達成による条例等の廃止の検討を行うもの	・ 大阪府微生物検査取締条例(11年度以降)

V 事務事業の見直し

(1) 基本的考え方

本府では、厳しい財政状況を踏まえ、平成8年度以降、行政改革大綱及び財政健全化方策（案）等に基づき、予算編成を通じて、ゼロベースの視点から徹底した事務事業の見直しを実施するなど歳出の抑制に努めてきた。

平成11年度当初予算は、骨格予算として編成し、平成10年度の赤字決算が避けられないという現下の厳しい財政状況を踏まえて、どうしても当初予算で計上しなければならないものを基本に編成を行ったが、今まで以上にさらに厳しい施策の選択を行わなければ、準用再建団体への転落は回避できないとの基本認識の下、さらに徹底した事務事業の見直しに努め、施策経費の削減を図る。

(2) 主要プロジェクトの取扱い

平成8年度から事業の凍結を行っている主要な施設整備に関するプロジェクトについては、さらに厳しさを増している本府の財政状況を踏まえ、平成11年度から13年度まで凍結を継続することとする。

なお、今後の凍結期間中においても、公共性の精査や効率性の追求など、施策再構築の視点を踏まえながら、社会経済環境や府民ニーズの変化に対応した事業内容・手法の点検等の事業評価については継続して行い、結論が得られた場合にはこれに基づき対応する。

また、面的開発プロジェクト及び鉄軌道整備については、本府が出資した株式会社あるいは企業会計等で実施し、企業性を発揮できるよう努めてきたところであるが、今後においても、それぞれの政策的意義を絶えずチェックしつつ、府の財政負担の増嵩を招くことのないよう、需要と採算性の確保をより厳しく見極め、個々の事業目的や内容、進捗状況等に応じて、点検・見直しなどの事業評価を行う。

(3) 公共工事のコスト縮減

公共工事のコスト縮減について、平成9年9月に策定した「大阪府公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を踏まえ、平成9年度から、順次コスト縮減のための具体的方策の実施に努めているところであるが、3カ年で10%のコスト縮減が図れるよう引き続き取り組みを進める。

(4) 公の施設の改革

公の施設については、約55億円（9年度決算）の一般財源が措置されているが、その中には社会経済状況の変化によって設置当初の意義や目的が薄れ、府民ニーズとの乖離が顕在化し、施設利用率が低下しているものが見受けられる。

このため、施設を管理運営する法人の見直しとあわせて、以下の改革を進める。

① 公の施設改革プログラムの策定

施設目的遂行のために府自らが当該施設を引き続き管理運営していくことが必要不可欠かどうかを検討し、民営化も視野に入れた改革プログラムを策定する。

（平成11年度）

② 目標設定による収支の改善

「利用目的を限定した低廉な料金」から「幅広い利用実態に応じた適正な料金」体系への見直しや管理運営体制の簡素・効率化によって、施設の管理運営に係る収支改善を図る。

このため、各施設毎に具体的な数値目標を設定する。

（平成11年度）

③ 利用料金制度の導入

利用料金制度の導入によって施設を管理運営する法人の自主的・自律的な経営努力を促す。

（「VI 指定出資法人の改革」P.26参照）

(5) 府有財産（土地・建物）の有効活用

府有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、低未利用財産及び用途廃止予定財産の他の用途への転用を推進するとともに、利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却を推進する。

また、「複合化による効率的な公共建築整備基本方針」（平成10年8月）に基づき、長期的な展望のもと、府有建築物の複合化を推進する。

VI 指定出資法人の改革

指定出資法人については、民間や他の地方公共団体等との協力・連携を図りながら、柔軟で多様な施策展開を行っていくうえで大きな役割を果たしているが、近年の社会経済情勢の変化の下、そのあり方が厳しく問い直されている。

このため、事業実施形態や法人規模等に応じて、各法人が自主性・自律性を発揮しながら、運営の一層の適正化を図るよう指導に努める。

1 経営健全化への取り組み

指定出資法人については、これまで、累積欠損金を有する法人等経営上の課題を抱える法人について、個別の対応方針を定めるなど、経営健全化に向けた取り組みを進めているところである。

しかしながら、法人の経営環境はより一層厳しくなっていることから、本年度策定した運営評価指標も活用して新たな対応方針を策定し、一層の経営健全化を行うよう指導を強化する。

(1) 累積欠損金を有する法人

累積欠損金を有する法人については、当面単年度黒字転換を図れるよう、「別表2」に基づき経営健全化に取り組むこととする。

なお、こうした取り組みによっても経営健全化が進まない法人については、抜本的な事業の見直し等を検討する。

(2) 面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人

面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人については、その多くは事業開始前の状態にあり、今後の事業展開を通じて収支均衡を図る見込みとなっているが、採算性の確保をより厳しく見極めることとし、それぞれの事業経営上の課題に応じて「別表3」の対応方針に基づき、点検・見直しを進める。

(3) その他の法人

その他の法人についても、法人運営のより一層の健全化を促進するため、「別表4」に基づき役職員数の見直しや事務費の削減等により効率化を図るなど、社会経済情勢の変化に対応した法人運営に努める。

2 統廃合の推進

設立当初の目的を概ね達成した法人、類似事業を実施する法人及び社会経済情勢の変化等による構造的要因により、健全な経営の確保が困難と予測される法人について見直しを行うとともに、今後も引き続き社会経済情勢の変化に対応しうるよう法人のあり方について検討を進め、平成13年度までにおおむね2割程度の法人の削減を目標に、法人の統廃合や事務局統合を進める。

(1) 平成11年度当初を目途に具体化するもの

- ・ 大阪府職業能力開発協会と(財)大阪府職業訓練協会の統合
- ・ (財)大阪中央地場産業振興センターと(財)大阪中小企業情報センターの統合
- ・ (財)大阪府こども会育成連合会と(財)大阪府青少年活動財団の事務局統合
- ・ (財)大阪府農とみどり環境の整備公社と(財)大阪みどりのトラスト協会の事務局統合
- ・ (財)国際見本市協会の清算

(2) 平成12年度当初を目途に具体化するもの

- ・ (財)大阪府都市整備センターと(財)大阪府まちづくり推進機構の統合

(3) 引き続き具体化に向け検討を進めるもの

- ・ (財)大阪府農林会館の統廃合等
- ・ 大阪府農業信用基金協会に対する本府の関与

3 法人のあり方の検討

今後の法人を取り巻く社会経済環境の変化も見据えながら、先に示したあり方検討に加え、法人の行う事業内容や事業運営方法を以下の観点に立って再点検するとともに、市町村や民間との役割分担及び法人の自主的・自律的経営を促進する観点からの点検も行い、21世紀初頭における法人のあり方について検討を進める。

○社会福祉施設を管理する法人

(大阪府社会福祉事業団、大阪府障害者福祉事業団)

「府立社会福祉施設等のあり方検討会」の報告を踏まえ、今後の府立社会福祉施設の運営体制等を検討する。

○労働者福祉を推進する法人

(財)青少年の町、(財)大阪府勤労者福祉協会、(財)大阪労働協会、(財)西成労働福祉センター

社会経済環境の変化を踏まえ労働者福祉事業のあり方を検討する。

○港湾関連施設の管理運営を行う法人

(財)大阪府ポートサービス公社、堺泉北埠頭(株)

府営港湾の振興、発展を図るため国の動向も踏まえ、港湾管理及び経営のあり方を検討する。

○地域のまちづくりを担う法人

(財)大阪府千里センター、(財)大阪府泉北センター

事業の成熟を見極めつつ、公益法人として担うべき役割を精査する。

○公の施設を管理・運営する法人

(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府男女協働社会づくり財団、(財)大阪府青少年活動財団、(財)大阪府地域福祉推進財団、(財)大阪府農とみどり環境の整備公社、(財)青少年の町、(財)大阪労働協会、(財)大阪府スポーツ・教育振興財団、(財)大阪国際児童文学館、(財)大阪府博物館協会

公の施設の設置・運営のあり方についての改革プログラムを策定する中で、法人のあり方を検討する。

4 法人運営の改善

法人運営の活性化と経営の健全化をより一層促進するため、法人の自主的な経営努力を促す手法の導入を進めるとともに、外部の専門機関等を活用する指導体制を整備する。

(1) 民間人材の活用など民間の経営ノウハウの導入

法人運営の活性化と経営のより一層の効率化を図るため、各法人の設置目的、事業趣旨にかなった経営能力を有する人材の活用等により、民間の経営ノウハウの導入を進める。

- ・(財)大阪府文化振興財団 「府立上方演芸資料館」
- ・(財)大阪府地域福祉推進財団 「府立大型児童館ビッグバン」
- ・(株)大阪国際会議場 「府立国際会議場」
- ・(財)大阪府勤労者福祉協会 「憩の家 王仁山荘」

(2) 利用料金制度の導入

公の施設を管理運営する指定出資法人について、自主的・自律的な経営努力を促すため、法人の経営努力により、一定の収入増が期待できる以下の施設について利用料金制度を導入し、今後も順次拡大する。

- ・(財)大阪府地域福祉推進財団 「府立大型児童館ビッグバン」
(平成11年6月開業予定)
- ・(株)大阪国際会議場 「府立国際会議場」 (平成12年春開業予定)
- ・(財)大阪府農とみどり環境の整備公社 「府立花の文化園」
- ・(財)大阪労働協会 「府立労働センター」

(3) 外部専門機関等の活用

法人を取り巻く環境が益々厳しくなっており、法人を指導するにあっても、経営に関する高度な専門的知識が求められるようになってきていることから、外部の専門機関等を活用した法人指導体制の整備を図り、法人の経営健全化を進める。

(4) 人材育成の推進

法人の人材育成と組織の活性化を図るため、法人の合同研修や法人間・府・民間企業等との派遣研修、人事交流などの取り組みを進める。

5 役職員の見直し

指定出資法人の役職員については、法人を取り巻く厳しい経営環境にかんがみ、より一層簡素で効率的な運営体制とするため、組織人員体制の見直しを行う。

また、法人の経営責任を担う役員を選任にあたっては、能力主義・適材主義を一層徹底する。さらに、府退職者が役職員に就任する場合の勤務条件を見直す。

(1) 役職員数の見直し

常勤役員については、各法人の規模や業務の内容を精査し、平成13年度までにおおむね2割程度の人員の削減を行う。

また、常勤職員についても、事業の見直しや組織の簡素化を進めることにより、平成11年度当初では、既存部門で約300人（約5.4%）の削減を行う。

(2) 府退職者の役職員の勤務条件の見直し

府退職者が役職員に就任する場合の勤務条件について、以下の見直しを行う。

- ・ 府退職者の61歳以降の役員報酬については、団体の業務、役員の職責に応じたものとなるよう、報酬体系の抜本的な見直しを行う。

（平成11年4月1日実施）

- ・ 退職手当については、平成11年4月1日から廃止する。ただし、既就任者については、平成11年3月31日以前に係る在職期間分のみ支給する。

※ 退職手当＝報酬月額×在職年数（平成11年3月31日までの在職期間）

- ・ 在職期間については、63歳（副知事、出納長であった者が就任する場合は65歳）に達する日の属する年度経過後の最初の理事会又は株主総会の日までとする。ただし、既就任者のうち、平成11年7月1日の時点で既に上記の在職限度を超える者の在職期限については、平成12年度の最初の理事会又は株主総会の日までとする。

(別表2)

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(株)千里ライフサイエンスセンター 〔平成17年度〕	ビル建設費の増嵩による減価償却費及び支払利息の負担が大きく赤字となっている。 このため、平成7年度に経営健全化計画を策定し、テナントの確保や委託費等の経費の削減に取り組んでおり、9年度は前年度に引き続き償却前黒字を計上した。	経営健全化計画に基づき、引き続きテナントの入居確保など経営改善に努めるとともに、経営基盤の安定化に向けた方策を講じる。
(財)大阪府マリーナ協会 〔平成8年度〕	淡輪ヨットハーバー拡張整備一期事業の実施により借入金利息の発生とともに、管理費や減価償却費の増加が見込まれるため、より一層の経営健全化に努める必要がある。	契約艇数及び事業収入の確保に努めるとともに、管理経費等の抑制を図る。 なお、二期以降の整備については、需要動向を踏まえて慎重に検討する。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)阪南医療解放センター 〔平成18年度〕	平成6年度に策定した経営改善計画により、人件費の節減や人間ドックの拡充等の増収に努めているが、医療保険改革による自己負担増の影響や薬価基準の引下げなど診療報酬の改定が抑制されていることにより、単年度の赤字が増加している。	人件費の抑制、薬品材料費等経費の節減や病床利用率の向上、訪問看護等の拡充による増収を図る等を内容とする新たな経営改善計画を策定し、当面、減価償却前収支の黒字達成を目標とし、将来は単年度黒字転換に向けて、計画的に経営改善に努める。
(株)大阪繊維リソースセンター 〔平成20年度〕	長期化する景気低迷の影響と営業収益に比して減価償却費の負担が大きいことから厳しい経営状況にある。 このため、入居率の向上や人件費をはじめとする経費削減に努め、平成9年度は前年度に引き続き償却前収支の黒字を計上した。	引き続き償却前収支の黒字を維持するよう、収入確保と経費節減の目標を設定し、経営の健全化に努める。
(株)松原食肉市場公社 〔平成14年度〕	牛肉の輸入自由化や産地での処理割合の拡大などによる集荷頭数が減少していることから、売上高が年々減少し、累積の欠損額が増加しているため、抜本的な経営改善が必要となっている。	使用料の改定や人件費をはじめとする経費の削減を図るなど、より一層の経営改善に努める。 併せて、流通体系の変化、消費動向を勘案し、地方卸売市場の集約化を含め検討する。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(株)大阪泉大津フラワ ーセンター [平成18年度]	<p>景気低迷等により市場取扱高が当初目標額を下回っているほか、一部空き施設も生じているため、売上高が計画どおり確保されていない。</p> <p>このため、集荷対策事業を実施するなど市場取扱高の増加に努めるとともに、平成9年度において、借入金の一部繰上償還を行い金利負担の軽減を図った。</p>	<p>今後とも一般事務経費の削減など可能な限りの経費削減に努めるとともに、卸売業者との連携を一層密にして市場への集荷力を強化し、取扱高の増加による収入の確保に努める。</p>
(株)大阪鶴見フラワー センター [平成14年度]	<p>景気低迷等により市場取扱高が当初目標額を下回っているため、売上高が計画どおり確保されていない。</p> <p>このため、市場施設改修を行うなど市場取扱高の増加に努めるとともに、平成9年度において、借入金の一部繰上償還を行い金利負担の軽減を図った。</p>	<p>今後とも市場管理にふさわしい組織人員体制に見直すなど経費削減に努めるとともに、施設改善を適宜行い、取扱高の増加による収入の確保に努める。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府勤労者福祉協会 (平成11年度)	<p>施設の老朽化や景気の低迷により、憩の家及び淀川会館の施設利用者が年々減少傾向にあり、収支改善を図っているが好転せず単年度赤字が続いている。</p> <p>このため、人件費の抑制や収入確保に努めているが抜本的な経営改善を図る必要がある。</p>	<p>法人の経営健全化に向け、人件費や飲食材料費等支出の削減を行うとともに、民間人材の活用等により効率的な施設運営に努める。</p> <p>また、経営改善の見込めない施設については、閉館を含めた抜本的な対策を講じ、職員数についても大幅な削減を行う。</p>
(財)千里保健医療センター (平成7年度)	<p>周辺の医療施設の整備や国の医療費抑制政策など、法人を取り巻く厳しい経営環境により、累積欠損金を有している。</p> <p>法人の経営改善努力により、平成7年度から連続して単年度黒字となっている。</p>	<p>引き続き、組織人員体制の見直しによる効率的な運営を進めるとともに、病床利用率の向上など収入確保に努め、単年度黒字の維持を図る。</p> <p>また、府の医療政策における位置づけを明確にし、所管を早期に保健衛生部へ移管する。</p>
(財)大阪府臨海・りんくうセンター (平成12年度)	<p>暫定駐車場事業が設備投資の初期負担等により赤字となっている。</p> <p>このため、暫定駐車場の縮小や空港連絡シャトルバスの小型化を図るなど経費削減に努めている。</p>	<p>引き続き、経費削減に努めるとともに、暫定駐車場を含め、公共駐車場及び空港連絡シャトルバス事業のあり方を早期に検討する。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
りんくうゲートタワービル(株) (平成29年度)	景気の低迷が続くなか、テナント賃料水準の下落、直営部門の利用率の低下などにより収益が悪化するとともに、減価償却費や固定資産税、支払利息等の固定的な経費が単年度収支を圧迫している。	早期に経営改善方策を策定し、新規テナント入居の促進や人件費の削減等に取り組み、経営の安定化に努める。
(株)テレコムりんくう (平成15年度)	りんくうタウンのまちの立ち上がりの遅れに伴い、電障対策負担金収入が当初計画どおり進んでいないことや、景気後退に伴うビルテナント需要の低迷のため収益が思うように伸びていない。 このため、10年度、不採算部門の一部縮小を図った。	平成10年度に策定した経営改善策に基づき、インターネット事業や番組制作事業等による収入確保を図るなど、経営改善に努める。
りんくう国際物流(株) (平成12年度)	開業直後の創業期にあるため赤字を計上している。 現在、積極的なテナント誘致活動を進めているが、関西空港における航空貨物取扱量が鈍化するなど厳しい環境の中で、新規テナントの獲得が厳しい状況にある。	引き続きテナント誘致活動を展開し、入居率の向上に努める。

(別表3)

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(株)いずみコスモポリス	現在、用地分譲中であるが、分譲予定期間内に企業誘致を達成する必要がある。	産業団地としての早期形成を図るため、地元市の立地誘導施策とも共同した優遇措置を活用し、積極的な誘致活動を実施する。
(株)岸和田コスモポリス	社会経済状況の急激な変化によって、需要の見込みや採算性の観点から、現計画の見直しが必要となっている。	今後、地域のまちづくりの視点到留意して、地元市との連携のもと事業が成立しうる計画案の見直しについて、関係者間で調整を進める。
(株)大阪府産業基盤整備協会	現在、テクノステージ和泉の用地分譲を行っているが、分譲予定期間内に企業誘致を達成できるよう積極的に取り組むとともに、協会の効率的な運営を図るため、協会全体の経費の抑制に努める必要がある。	テクノステージ和泉事業については、地元市とも連携し、分譲予定期間内に分譲用地を売却できるよう積極的な誘致活動を進めている。 引き続き、経費の抑制等効率的な運営に努めるとともに、今後、社会経済環境の変化を踏まえ、法人の将来方向を見据えた事業展開方針を確立し、それに応じた組織人員体制とする。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
大阪外環状鉄道㈱ 〔平成28年度〕	現在開業前の事業着手期である。	既存貨物線の有効利用、施工方法の工夫、関連事業との一体施工等により事業費抑制に努めるとともに、需要と採算性をより厳しく見極めていく。
関西高速鉄道㈱ 〔平成23年度〕	<p>鉄道事業特有の多大な初期投資による支払利息の負担が大きいことや開業に伴う減価償却費の増加により平成9年度は累積欠損金が増加したが、JR西日本への線路貸付という業務形態の下、計画通りの収支見通しで推移していることから、平成23年度には単年度黒字へ転換する見込みである。</p> <p>なお、平成10年度においては、残事業が概ね終了したことに伴い、大幅な組織人員体制の見直しを行った。</p>	引き続き、計画上の収支見通しに留意しつつ、業務遂行に努めるとともに、補償業務等残事業の進捗状況を踏まえ、法人業務に見合った組織人員体制とする。

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
泉大津港湾都市(株)	<p>景気の低迷等によりマンション用地の売却が遅延したため、平成9年度決算では単年度赤字となった。</p> <p>マンション用地の売却及び商業施設の具体化を早期に実施することが必要である。</p>	<p>マンション販売の促進・商業施設の早期誘致に努め、収益の確保と経営の安定を図る</p>
国際文化公園都市(株)	<p>シンボルゾーンとなる「国際文化施設地区」の具体化、事業化に努めるとともに、地価の下落など社会経済状況が大きく変化していることを踏まえ、事業内容や事業コスト等について再検討する必要がある。</p>	<p>住宅・都市整備公団が施行する特定土地区画整理事業を促進するとともに、シンボルゾーンの形成については、拠点施設の誘致に努めながら、国際文化公園都市(株)の採算性を確保し得るよう、事業コストの低減や事業規模の見直し等を促進する。</p>

法人名 (単黒転換見込)	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
大阪府住宅供給公社	<p>地価下落等の影響や面的開発プロジェクト（関西文化研究都市、水と緑の健康都市、南河内・健康ふれあいの郷）関連事業における事業見通しを踏まえ、公社の経営基盤の安定を図るとともに、民間との役割分担を図る観点から、事業の重点を災害に強いまちづくりなど施策効果の高い分野に移していく必要がある。</p>	<p>引き続き、民間のノウハウを活用した分譲住宅の販売促進や保有地の有効利用を進めるとともに、長期的・計画的に職員数の抑制を図るなど経費の節減を行い、経営基盤を確立する。</p> <p>また、公社の企画力やノウハウを活かし、まちづくり事業など府の住宅まちづくり施策に沿った事業を市町村等と連携しながら推進する。</p>

(別表4)

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府国際交流財団	金利低下により基本財産の運用収入が大幅に減少している。	事業の廃止や見直しを行うとともに、役職員の計画的な見直しを行い、経費の削減に努める。
(財)紀の川水源地域対策基金	金利低下により基本財産の運用収入が大幅に減少している。	専任職員を見直し、管理経費を削減する。
(財)大阪府文化振興財団	府の施設の管理受託業務については、より一層の効率化を図るとともに、府民劇場についても市町村との役割分担を踏まえ、効率的な事業展開を図る必要がある。	文化情報センター、現代美術センターを府有施設へ移転を行うとともに、ワッハ上方については、民間人材の活用を図る等効率的な施設運営を行う。 また、府民劇場については市町村との役割分担の観点から、大規模かつ独創的な事業や鑑賞者育成事業等の事業展開に努める。
(財)大阪府男女協働社会づくり財団	ドーンセンターの管理運営や各種事業展開をしており、より効率的な運営に努める必要がある。	組織体制の簡素化を図る等効率的な管理運営に努める。

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府青少年活動財団	<p>総合青少年野外活動センター等の利用促進に一層の工夫を凝らし、施設使用料や主催事業収入の確保に努める等、より効率的な運営が求められている。</p>	<p>社会経済状況の変化に対応して、新たな指導プログラムや新規主催事業の開発・実施等一層の利用促進に努めるとともに、引き続き、計画的な定数改善に向けた取り組みを行う。</p> <p>なお、服部緑地ユースホステルについては、法人経営の効率化を図るため、他の公益法人に運営を委ねる。</p>
(財)大阪21世紀協会	<p>世界都市・大阪の実現を目指す法人の役割を発展させるため、来るべき21世紀に向け、協会のもつ特性を最大限発揮できるよう今後の協会のあり方について検討を行う必要がある。</p>	<p>「今後の大阪21世紀協会のあり方」検討委員会において、今後の事業展開のあり方についての検討を進めており、委員会での検討結果を踏まえ、府・市・財界とも連携し、具体的な今後の協会の活動計画等の策定を図る。</p>
(財)大阪府私学振興会	<p>育英会と事務局統合の効果を発揮するため、相互応援体制の確立を行うなど、両団体のノウハウを活用できる体制を整備した。</p> <p>なお、今後債権管理を含め経営体質の強化を図っていく必要がある。</p>	<p>新体制のもとで育英会との連携をより一層強化し、効率的な事業実施や経営体質の強化に努める。</p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府地域福祉推進財団	楽寿荘・延寿荘運営特別会計においては、利用料収入の減によって単年度赤字が生じている。	楽寿荘、延寿荘については、「府立社会福祉施設等のあり方検討会」の報告を踏まえ、平成11年度末廃止に向けて調整を進める。
(財)大阪府社会福祉事業団	類似の民間施設の整備状況や介護保険制度の導入を踏まえ、当該法人が管理する府立の社会福祉施設の機能・役割について検討する必要がある	「府立社会福祉施設等のあり方検討会」の報告を踏まえて、当該法人が管理する府立社会福祉施設について民営化も視野に入れて、その役割を明確にするとともに、これと併せて運営体制について検討を進める。
(財)大阪がん予防検診センター	がん検診を取り巻く環境の変化により、事業収入の増加以上に、人件費等義務的経費が増加傾向にあり、単年度の黒字額が減少している。	当該法人の公的役割を踏まえた上で、人件費等の経常的経費の削減や受診者のニーズに合った検診事業の展開による増収等を内容とする経営改善計画を策定し、経営の安定化と自律的運営を図る。

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(株)大阪国際会議場	平成12年春開業に向け、今後の需要動向や採算性を踏まえた、施設運営方法の検討とそれに見合った組織体制の整備が必要である。	法人の自主的・自律的な経営努力を促すため、利用料金制度を導入する。
(財)大阪府中小企業振興協会	設備貸与事業について、債権回収が困難となっているものがあるなど、経営環境の悪化に伴い、事業運営が厳しくなっている。	職員数を見直すなど経費削減に努めるとともに、平成10年度に整備した債権管理体制の下、債権回収の強化を図り、引き続き経営の安定化に努める。
大阪府中小企業信用保証協会	長期化する景気低迷により増大する代位弁済を適切に処理し、経営収支の安定に努めるとともに、金融機関の貸し渋りを背景に増大する保証需要に積極的に対応する必要がある。	平成10年度に策定した経営改善計画に基づき、求償権の回収強化に努めるとともに、人件費の抑制や事務経費の削減を行い、経営基盤の強化を図る。

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
<p>(財)大阪府農とみどり 環境の整備公社</p>	<p>法人業務のうち府の施設の管理受託業務について、より一層効率化を図る必要がある。</p> <p>このため、府立花の文化園において、管理職員や管理コストの削減を図るとともに、集客イベントを実施するなど施設の効率的な運営に努めているところである。</p>	<p>引き続き、管理経費の削減に努めるなど効率的な施設運営に努める。</p> <p>また、法人運営の活性化と経営の健全化をより一層促進するため、「花の文化園」において、法人の自主的な経営努力を促す手法として、平成11年度から利用料金制度を導入する。</p>
<p>岸和田港木材倉庫(株)</p>	<p>原木の入荷量が年々減少しており、それに伴い法人の主要な収入源である保管料収入も減少傾向にある。</p> <p>このため、水面貯木場の保管量の増加に努めるとともに、人件費をはじめとする諸経費の削減に努めた結果、平成9年度決算で単年度黒字を計上した。</p>	<p>今後とも、地元消費材のみならず、流通材についても積極的な利用促進に努め増収を図るなど、引き続き単年度黒字維持に向けた取り組みを進めるとともに、木材の需給構造の変化を踏まえ、法人のあり方を検討する。</p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(株)大阪産業廃棄物処理公社	<p> 堺事業において、建設業界の低迷による事業収益の低下する中、堺第 7-3区廃棄物処分場の終了・閉鎖に向けた環境保全施設等の整備を行う必要があるため、平成 9 年度は単年度収支で赤字となった。 </p> <p> このため、これまでも廃棄物処分量の減少とともに、職員削減を段階的に行うなど経費の削減に努めてきたところである。 </p> <p> また、ベイエリア整備計画上、不足している土量を確保し、処分場の恒久利用を踏まえた嵩上げをする必要があることから、廃棄物処分業の許可期限を 5 年間延伸することとした。 </p>	<p> 廃棄物処分業の許可期限延長後の採算性を確保するため、不採算部門となっている中間処理事業の効率化を図るなど事業執行体制を見直すとともに、環境保全施設の整備にあたっては、費用の縮減を図るなど効率的執行に努める。 </p>
(株)大阪勤労者職業福祉センター	<p> 景気の低迷やホテル間競争の激化により、事業収入が減少し、収支上も厳しい経営状況となっている。 </p> <p> このため、中期経営改善方を策定した。 </p>	<p> 中期経営改善方策に基づき事業部門毎に目標を設定し経営改善に取り組む。 </p> <p> また、人件費の削減や年度毎に利益目標を設定し、その達成に必要な売上高の確保と必要経費の算出を行う民間企業システムの導入を図るなど経営の健全化に努める。 </p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪労働協会	<p>結婚式場を廃止し、会議室ギャラリーへの転用を図るとともに、職員数の削減を行うなど収益の改善に向けた取り組みを行っているところであり、今後施設管理法人としてより効率的な運営に努める必要がある。</p>	<p>効率的な法人運営を行うため、利用料金制度の導入を図るとともに、引き続き人件費の削減に努める一方、会議室・ギャラリー等の利用増に努める。</p>
(財)青少年の町	<p>社会経済環境の変化を踏まえ、青少年の町（ヤングタウン）の今後のあり方について検討を進めている。</p> <p>また、勤労青少年研修センターについては、企業研修等の減少に伴い、利用者数が減少傾向となっている。</p>	<p>青少年の町（ヤングタウン）のあり方について引き続き検討を進めるとともに、組織人員体制の見直しを行う。</p> <p>また、勤労青少年研修センターについては、利用促進に努める。</p>
(財)大阪府ポートサービス公社	<p>堺泉北海員会館については、船員等海事関係者の利用が減少し、施設の老朽化が進んでおり、経営においても単年度赤字が続いている。</p> <p>また、フェリー事業についても、現ターミナルの移転を計画している。</p>	<p>堺泉北海員会館については採算性を確保する観点から、施設のあり方を検討する。</p> <p>また、フェリーターミナルの移転にあたっては採算性を確保する整備手法の導入に努める。</p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府公園協会	<p>府からの受託業務について効率的な運営に努めるとともに、収益事業（駐車場・売店・食堂）については、収益率が低下してきていることから経営健全化に向けた取り組みが必要となってきた。</p>	<p>協会における収益部門と受託部門との区分を明確にするとともに、受託部門においては、その運営体制の更なる合理化を図るため、管理体制を見直す。</p> <p>また、収益事業については、その公益性に十分留意しつつ、機械化の促進や売店の統廃合など、採算性の確保に努める。</p> <p>今後、公園管理に係る協会のあり方について、府との機能分担も含めて検討する。</p>
大阪府土地開発公社	<p>公共投資の伸び悩み等により、公社の事業が年々減少傾向にある。</p> <p>このため、平成8年度から事務費の縮減や組織人員体制の見直しを行うなど、効率的な運営に努めているところである。</p>	<p>引き続き、事務経費の削減に努めるとともに、簡素効率的な事務執行体制を確立するため、より一層の組織人員体制の見直しを行う。</p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(財)大阪府建設監理協会	協会の主要事業である本府からの受託事業の減少が見込まれている。	<p>本府からの受託事業の推移を踏まえ、必要に応じて役職員を見直すなど経費の削減に努める。</p> <p>また、市町村など府以外の受託先の開発に努める等経営の安定化に努める。</p>
(財)大阪府泉北センター	受託事業の一部が縮小される。	組織人員体制の計画的な見直しを行うなど、効率的な運営に努める。

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
(関)大阪府水道サービス公社	<p>府営水道のより一層の効率的な経営を図る観点から、府営水道の総コストの抑制を図り、水道料金の抑制に寄与することを目的に、府水道部が行う維持管理業務の受託を計画的に拡大することとしている。</p> <p>このため、平成10年度においては、浄水場設備の特別補修業務等の受託拡大を行ったところである。</p> <p>一方、収益事業であるテニスコート事業の収益率が低下しているため、より効率的な法人運営が求められる。</p> <p>このため、平成10年4月に事務所を移転するなど管理経費の削減に努めた。</p>	<p>引き続き、府水道部からの維持管理業務の受託拡大を継続し、府営水道の総コストの抑制に努める。</p> <p>また、収益事業については、テニスコート事業の需要喚起に努めるなど、増収対策を講じるとともに、府営水道への安価な電力の供給並びに排熱蒸気供給による水道残渣の軽減を図り、安定かつ低廉な水道水の供給に寄与するための新たな事業を展開する。</p>

法人名	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
<p>(財)大阪府スポーツ・教育振興財団</p>	<p>学校給食部会計に対する国庫補助（小麦粉委託費）の廃止及び経費の増高等により、平成4年度から毎期単年度赤字が発生している。</p> <p>このため、学校給食部会計に係る人員体制を見直すなど経費の削減に努めてきたところである。</p> <p>また、府の施設の管理受託業務については、より一層の効率化を図る必要がある。</p>	<p>平成12年度にかけて米の値引き制度が段階的に廃止されることから、国・府域市町村の動向を見極めながら、給食部門の一層の見直しを検討する。</p> <p>また、府の施設の管理受託については、管理経費の削減や組織人員体制の見直しなどその効率化に努める。</p>

Ⅶ 分権時代にふさわしい府と市町村との関係

(1) 大阪版地方分権推進制度の推進

① 事務の委譲

昨年5月、政府において地方分権推進計画が閣議決定され、今通常国会に同計画に基づく法律改正案が提出される。このように、地方分権の推進が実行の段階を迎えている中、地域に係る行政は、府と市町村とが車の両輪となって自主的、総合的に実施していくことが求められている。

こうした観点から、平成9年4月、地方自治法第153条第2項等の規定を活用して市町村への事務委譲等を進める「大阪版地方分権推進制度」を創設し、平成10年度から福祉分野を中心に14事務を委譲した。平成11年度は、これまでの市町村との協議・調整を踏まえ、まちづくり分野を中心として「別表5」の事務を委譲する。

府から市町村への事務委譲については、今後とも、国の制度改正等の動向も踏まえ、市長会・町村長会と連携しつつ各市町村とも十分協議を行いながら、市町村の自主的な判断と選択に基づき進めていく。

② 人的支援

大阪版地方分権推進制度による市町村への事務委譲を円滑に推進するため、平成10年度は、2市に対し府職員を派遣するとともに、4市から職員を研修生として受け入れた。

平成11年度においても、市町村の意向も十分踏まえ、必要な人的支援を行う。

(2) 地方自治法改正に伴う市町村との協議

地方自治法の改正により、現行の市町村長への事務の委任規定（法第153条第2項等）が廃止され、新たに知事と市町村長の協議を経て、都道府県条例により事務を委託する制度が創設される予定である。

大阪版地方分権推進制度においても、条例による事務委託を検討する必要があることから、地方分権に関する府と市町村との共同検討組織である「大阪府・市町村分権協議会」を活用し、具体の協議を進める。

(別表5)

委 譲 す る 事 務 の 名 称	委 譲 市 町 村 名
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に係る建築行為等の許可 ・個人の土地区画整理事業の施行認可 ・土地区画整理組合の設立認可 ・優良住宅の認定 ・開発行為の許可(一部委任から全部委任) ・宅地造成工事の許可(一部委任から全部委任) ・貼り紙、立看板等の簡易広告物の除却 ・史跡、名勝、天然記念物の軽微な現状変更等の許可 ・工場の新設、増設に関する届出受理、変更命令等 ・工場等制限区域内における施設の新設・増設の許可 立入検査 ・指定物資の販売価格の表示に関する指示等 ・特定物資の価格の動向及び需給に関する調査等 ・水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置、排水基準の監視等 ・大阪府生活環境保全条例に基づく特定施設の設置、排水基準の監視等 ・大気汚染防止法に基づく特定施設の設置、大気汚染状況の監視等 ・大阪府生活環境保全条例に基づく特定施設の設置、大気汚染状況の監視等 	<p>岸和田市、池田市 高槻市、茨木市 泉佐野市、松原市 河内長野市、羽曳野市 摂津市、千早赤阪村 松原市、羽曳野市 松原市、羽曳野市 摂津市 豊中市、吹田市 豊中市、吹田市 吹田市 貝塚市、美原町 堺市 堺市 堺市 茨木市、寝屋川市 茨木市、寝屋川市 八尾市 八尾市</p>

(3) 大都市圏における自治制度のあり方

府県と市町村の関係に加え、社会経済環境の変化や生活行動領域の一層の広がりにより、自治制度そのものを巡る環境が大きく変わりつつある。

このため、府と政令指定都市、市町村の役割分担や府県制度の将来展望など、大都市圏における自治制度のあり方について、庁内研究会を設置し、学識経験者等の参画をも得て研究を進めてきた。

今後、これまでの成果を踏まえ、大都市圏にふさわしい自治制度のあり方について、引き続き研究を進める。

